

介護保険制度における住宅改修

要介護（支援）認定されている方が、できるだけご自宅で自立した生活を続けるために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。改修内容は手すりの取付けや床の段差解消等比較的小規模なものが対象です。

○支給要件

- ・要介護（支援）認定を受けており、認定の有効期間内であること。
- ・介護保険被保険者証に記載されている住所で現に居住する住宅について住宅改修が行われること。
- ・本人が在宅であること。

※入院または、施設に入所中の要介護（支援）の被保険者が、退院・退所が確実で、在宅生活に備えて住宅改修が必要な場合は申請できます。

○支給限度額

介護保険の対象になっている住宅改修をしたとき、20万円を上限に改修工事費用の7割～9割が支給されます。自己負担額は1割～3割です。

○要介護状態区分が3段階以上重度となった場合（3段階リセット）

初めて行った住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準とし、要介護等状態区分が3段階以上重くなった場合、新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。但し、着工日の要介護等状態区分で判断しますので、要介護等状態区分が上がった時点で住宅改修が行われないと適用されません。その後、要介護等状態区分が下がり、その時点で住宅改修を行っても適用はされません。

初回の住宅改修時の要介護等状態区分	追加の住宅改修時の要介護区分
要支援1または経過的要介護旧要支援 (第1段階)	要介護3 (第4段階) 要介護4 (第5段階) 要介護5 (第6段階)
要支援2または要介護1 (第2段階)	要介護4 (第5段階) 要介護5 (第6段階)
要介護2 (第3段階)	要介護5 (第6段階)

○転居した場合（転居リセット）

転居した場合は、前住所地で住宅改修を利用しているも、転居先で新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。また、3段階リセットも転居後の住宅について初めて住宅改修に着工する日の要介護状態区分が基準となります。再び転居前の住宅に戻った場合は、転居前住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとなります。3段階リセットの基準となる要介護等状態区分も、転居前のものが再度適用されることとなります。

○支給方法

住宅改修費の支給方法は、「償還払い」・「受領委任払い」の2種類となっています。

- ・償還払い方式…被保険者は、いったん工事業者に支払い、給付対象部分の9割の金額が後日本宮市から被保険者へ給付されます。
- ・受領委任払い方式…被保険者は、自己負担分の金額のみ工事業者に支払い、残りの部分については、本宮市から工事業者に支払います。

※次の場合は受領委任払い方式による申請はできません。償還払い方式の申請になります。

- ・介護保険被保険者で要介護又は要支援の認定を受けていない場合
- ・介護保険料の滞納がある場合
- ・福祉用具購入費又は住宅改修費の受領委任払いについて事業者の同意が得られない場合

○注意点

①新築・増築の住宅改修について

住宅の新築や増築（新たに居室を設ける等）、または改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。ただし、竣工日以降に手すり等を設置するなどの場合は給付対象となります。

②介護認定申請中または、退院・退所に向けた改修について

介護認定申請中または入院中や施設入所中の方が、事前申請による事前承諾後の工事着工は可能ですが、支給申請は認定結果が出てから、または退院・退所した後になります。（一時帰宅中の支給申請は認められません。）そのため、認定結果が「非該当」の場合や退院・退所しなかった場合や、退院・退所したときに状態が変化していて改修の効果がなかった場合等は住宅改修費用の全額を自己負担していただくことになります。

③対象となる住宅について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は、支給対象になりません。介護支援専門員や住宅改修業者の方は、申請の際に改修する予定の住宅と被保険者証に記載されている住所の確認をお願いします。

④被保険者又は家族が行う場合

改修のための材料の購入費のみが支給対象となります。

○住宅改修の種類

介護保険の給付対象となる住宅改修の種類及びその留意事項は次のとおりです。

(1) 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動又は移乗動作が利用者の身体の現状維持や改善に役立てることを目的として設置するものです。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> ○居室内の手すり（居間・トイレ・浴室・玄関・階段等） ○敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等） ○手すりの付け替え・移設（身体状況の変化等による場合。撤去費用も含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ×集合住宅の共用部分の手すり ×敷地外の手すり ×既存の手すりが老朽化したことによる付け替え ×福祉用具貸与の対象となる手すり

※必要以上に取り付けるものは給付対象外となります。両側に手すりをつける場合などは、必要性を考慮し理由書に記載して下さい。

(2) 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各部屋間の床の段差や玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するものです。具体的には、敷居の撤去、スロープの設置、浴室の床のかさ上げ等を想定しています。また、昇降機、リフト段差解消機等の動力により段差を解消する機器は除きます。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> ○各居室の敷居を低くする工事 ○スロープ・踏み台を固定設置する工事 ○浴室の洗い場のかさ上げ工事 ○居室・廊下の段差をなくす工事 ○傾斜の解消 ○スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ×床下収納やスペースを埋める工事 ×スロープ・踏み台を固定せずに置くだけの工事 ×昇降機・リフト・段差解消機等動力を設置する工事 ×腰掛け台の設置 ×取付け工事で固定しない踏み台の設置

※玄関から道路までのコンクリート舗装への変更も対象となりますが、幅員は1.2m以内に限りします。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きからフローリング材、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等を想定しています。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> ○畳から板製床材・ビニール系床材への変更 ○浴室の床材を滑りにくいタイルへの変更 ○屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更 ○階段の滑り止め（固定されているもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ×老朽化による床材の張替え ×滑り止めマットを洗い場におくだけ ×転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更

(4) 引き戸等への取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。但し、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとして場合は、自動ドアの動力部分の費用は、保険給付の対象となりません。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○開き戸を引き戸・折り戸・吊り戸・アコーディオンカーテン等への取替え	×自動ドアに取替えた場合の、動力部分の費用相当
○重い引き戸から軽い引き戸への取替え	×間口の拡大
○扉の位置・ドアノブ・戸車・吊元の変更	×雨戸の取替え
○扉の新設（扉位置の変更等に比べ、費用が安価に抑えられる場合に限る）	
○扉の撤去	

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器等への便器の取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合を想定しています。和式便器から暖房機能及び洗浄機能等が付加されている一体式の洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合、これらの機能の付加のみは対象になりません。また、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗式洋式便器に取り替える場合は、水洗化又は簡易水洗化にかかる部分の費用は、保険給付の対象となりません。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○和式便器から洋式便器への取替え	×洋式便器から洋式便器への取替え
○便器の取替えに伴う床・壁の解体、床の修復工事	×既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置
○洋式便器の向きを変える工事	×既存の和式便器を壊し、別の場所に洋式便器を設置

(6) 上記(1)～(5)までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

- ① 手すりの取付け
手すりの取付けのための下地補強
- ② 段差の解消
浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事
- ③ 床又は通路面の材料の変更
床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ④ 扉の取替え
扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- ⑤ 便器の取替え
便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化、簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

○住宅改修手続きの流れ

1 相談・施工業者の選定

要介護（支援）認定を受け、住宅改修のサービスを希望する被保険者は、介護支援専門員等に相談し、住宅改修理由書の作成を依頼します。

また、施工業者を選定し、施工業者に住宅改修に係る見積り、図面、改修予定箇所の写真等の関係書類を依頼します。

※担当の介護支援専門員がない場合については、管轄の地域包括支援センターへご相談ください。

2 事前申請

次の書類を提出し、事前の申請を行います。

- ① 住宅改修費支給申請書
- ② 住宅改修理由書（介護支援専門員等が作成します。）
- ③ 見積書（施工業者が作成します。）
- ④ 改修予定箇所の日付入りの写真

その後事前申請終わり次第、市よりご連絡します。

3 工事の着工・完了・工事費用の支払い

改修工事の実施後施工業者へ代金を支払い、領収書を受け取ります。

4 工事完了後の支給申請

次の書類を提出し、完了後の申請を行います。

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費、居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ② 領収書（被保険者が支払った分）
- ③ 改修箇所の日付入りの写真

5 住宅改修費の支給

受領委任払いの場合は施工業者に、償還払いの場合は利用者に公費が支給されます。